

足利市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

足利市道路占用料徴収条例（昭和28年足利市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 道路占用者から徴収する占用料の額の基礎となる表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第2条第4項中「200円」を「100円」に改める。

第3条第1項中「第2条」を「前条」に改める。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	440
	第2種電柱		680
	第3種電柱		920
	第1種電話柱		400
	第2種電話柱		630
	第3種電話柱		870
	その他の柱類		40
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	790
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		24
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		36
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		71
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		95
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		240
	外径が1メートル以上のもの		470
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	790
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	$A \times 0.005$
		階数が2のもの	$A \times 0.008$
		階数が3以上のもの	$A \times 0.01$
	上空に設ける通路	870	
	地下に設ける通路	520	
その他のもの	790		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	17

	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	170
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	170
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700
	標識		1本につき1年	630
	旗ざお		1本につき1月	170
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170
	アーチ		1基につき1月	1,700
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	790
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	170
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			つき1月	79
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	A×0.017
	上空に設けるもの			A×0.024
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A×0.005
		階数が2のもの		A×0.008
		階数が3以上のもの		A×0.01
その他のもの		A×0.034		

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.017$
	その他のもの	$A \times 0.012$
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	$A \times 0.024$
	その他のもの	$A \times 0.012$
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$A \times 0.017$
	上空に設けるもの	$A \times 0.024$
	その他のもの	$A \times 0.034$
令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.034$
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$A \times 0.017$
	上空に設けるもの	$A \times 0.024$
	その他のもの	$A \times 0.034$

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、同日前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。